

平成29年度 京都市立神川中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

この「学校いじめ防止基本方針」は、生徒の尊厳を保持するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本理念、取組内容を策定することにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 基本的施策

(1) 学校におけるいじめの防止

- ① すべての教育活動を通じて、生命や人権を大切にする豊かな心を育てるとともに、道徳教育をさらに充実させる。
- ② 日常の教科指導や学級指導においても、道徳教育を横断的に実施し、子どもが生命や人権について自主的に考え・実践できる力を育成する。
- ③ 職業体験やボランティア活動等の体験活動を通じて、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- ④ 生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- ⑤ 京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。
- ⑥ 学校参観や学校だより等を活用して、保護者のいじめに対する認識の深化を図るとともに、地生連やPTA活動と連携して、学校・家庭・地域が一体となりいじめの未然防止に努める。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 教職員が日常的に情報交換でき、あらゆる教育活動について、校内の組織が一体となって対応できる組織体制を構築する。また、生徒の心の内面まで理解するため、カウンセラーや保護者と連携し、長期的・継続的な視野に立った教育相談の充実に努める。
- ② 日頃から、教職員と生徒との心の通った人間関係の構築に努める。日々の子どもたちの変化を敏感に察知し、見逃さない観察力を教職員が身に付けていく。
- ③ 日常の生徒観察に加えいじめに関するアンケート、クラスマネジメントシート（私のクラスアンケート、私の毎日のアンケート）を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ④ 日常の随時の教育相談はもちろんのこと、教育相談週間を設定し、アンケート等を活用しながら生徒を多面的に観察・理解していく。
- ⑤ 保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

(3) 教職員の資質向上

① 基本的な考え方

学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、適切かつ迅速に対処するために、すべての教職員に対し、研修の実施、資質向上に必要な措置を計画的に実施する。

② 研修の時期・内容等

年間を通して計画的に研修を実施するとともに、常に情報交換にあたる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

① 携帯電話・スマートホンの校内持ち込みと使用の禁止へ徹底した取り組み

学校への持ち込みや校内での使用禁止については、保護者と連携して取り組んでいく。

② 非行防止教室による啓発

京都市教育委員会や京都府警察本部との連携の下、現職の警察官や警察官 OB による指導啓発を実施する。

③ ネットパトロールの利用

京都市教育委員会が業務提携しているネットパトロール事業を使って、生徒の個人情報や他人への中傷や誹謗等の書き込みについて、実態把握と指導を行っていく。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

① 委員会名 神川中学校いじめ対策委員会

② 構成員 校長・教頭・生徒指導主任・補導主任・支援教育主任
学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー

③ 開催時期 年度当初・6月・11月・2月の定例のほか、必要に応じて臨時に開催

④ 委員会として取り組む内容

- ・ いじめの防止等のための取組に関する年間計画の策定
- ・ 教職員の資質向上に関する取組の推進

- ・いじめの未然防止，早期発見のための取組の推進

(2) いじめに対する措置

- ①初期段階のいじめや，ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても，学校が組織として把握し（いじめの認知），解決に向けた取組を行う。
- ②いじめに対する措置については，いじめ防止対策推進法等をふまえ，いじめの事実の有無を確認，教育委員会への報告，再発防止，いじめを受けた生徒又は保護者への支援，いじめを行った生徒への指導または保護者への助言，いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置，保護者との情報共有，警察との連携などの適切な措置を講ずる。

(3) いじめが発覚した時の対応

- ① 正確な実態の把握
 - ・関係生徒から，同時に，個別に聞き取る。（複数の教師が組織的に対応）
 - ・周囲の生徒からも十分に聞き取りをし，全体像を把握する。
- ② 指導体制と指導方針の協議・決定
 - ・管理職や生徒指導主任，補導主任等への報告を迅速に行い，情報を共有する。
 - ・情報共有を基に，教職員間の連絡を行う。状況によっては，学校外の関係機関への連絡を行い適切に対応する。
 - ・指導の方向性については，管理職・生徒指導部・学年主任等で相談して考える。
複数の教員で相談することで，多様な視点から状況を把握して適切な指導を行う。
- ③ 生徒および保護者への指導・支援
 - ・当該生徒双方の心配や不安を取り除く指導と支援をする。
 - ・当該生徒双方の保護者の気持ちを十分に考慮して，じっくりと話し合う。
 - ・特に「いじめを行った」生徒や周りの生徒たちに，相手の心の痛みを十分に理解させ，反省と謝罪の気持ちをもたせる指導を行う。
 - ・いじめを行った生徒の保護者に十分な説明をし，生徒への指導の協力を求める。
- ④ 継続的な事後対応
 - ・「いじめ」問題を単なる生徒指導として捉え，対処療法的な問題解決で終わらず，すべての生徒への継続的な指導や支援を組織的に行う。
 - ・スクールカウンセラーなどを活用し，関係生徒の心のケアに当たる。
 - ・いじめの起こらない学校・学級経営を実現させる。

4 重大事態への対処

重大事態への対処については，いじめ防止対策推進法等を踏まえ，教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに，その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため，教育委員会の指導及び支援を得つつ，本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け，質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また，いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

5 関係機関との連携

地域や家庭との連携の推進

- ・PTA活動を通じて保護者・地域への呼びかけ活動を行っていく
- ・地域生徒指導連絡協議会（地生連）活動を通じて保護者・地域への呼びかけ活動を行っていく。

関係機関との連携の推進

- ・京都市教育委員会や京都府警察本部との連携を更にすすめる。
- ・「いじめ」に対する相談窓口連絡先の紹介

こども相談 24 時間ホットライン TEL (075) 3 5 1－7 8 3 4

いじめ問題サポートライン TEL (075) 2 1 3－3 5 2 2

子ども専用ハートライン TEL (075) 2 1 3－1 1 0 0

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた 取組や行事等	アンケートの実施や 教育相談週間等	保護者への啓発
4	・生徒指導研修会 ・いじめ対策委員会	・学級開き ・授業参観 ・家庭訪問週間		・教育課程等説明会 ・授業参観 ・家庭訪問週間
5	・いじめ対策委員会	・家庭訪問週間 ・人権講話（学校長） ・授業参観	・いじめに関するアンケートの実施・教育相談アンケート ・教育相談週間	・家庭訪問週間 ・地生連総会・研修会
6	・いじめ対策委員会 アンケートの分析 教育相談のまとめ	・休日参観・保護者会 ・修学旅行（3年） ・チャレンジ体験（2年） ・校外学習（1年） ・生徒総会 ・防煙教室（2年） ・非行防止教室（1年）	・クラスマネジメントシートの実施	・休日参観 保護者会
7		・三者懇談会 （生徒・保護者・担任）	・学校評価アンケート	
8	・夏季研修会 （小中合同含む）	・京都市中学校生徒会議		

9	・学校評価中間まとめ 分析と今後の課題 取組の見直し	・合唱コンクール ・学校祭 文化の部 ・学校祭 体育の部 (集団づくり)	・教育相談アンケート	・学校評価のお知らせ
10	・人権学習にむけた研修会 ・支部授業研修会	・3年生三者懇談会 ・1,2年教育相談	・教育相談週間	
11	・いじめ対策委員会	・3年生三者懇談 ・1,2年教育相談週間 ・人権学習	・いじめに関するアンケートの実施	
12		・三者懇談会 (生徒・保護者・担任)		
1			・学校評価アンケート ・クラスマネジメントシートの実施	・地生連総会・研修会
2	・いじめ対策委員会 ・学校評価の分析			・学校評価のお知らせ
3	・年間のまとめ 次年度の計画	・学級のまとめ		・年間のまとめ お知らせ